

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本事業は、スタートアップ企業等の広島県への進出及び定着を促すため、参入障壁の高い公共市場へチャレンジする県内外のスタートアップ企業等と県内市町をマッチングし、共同による、デジタル技術を活用したソリューションの開発・実証を支援するとともに、本事業において開発・実証されたソリューションについて、他の自治体や民間企業への横展開を促進を目的とするものであり、本事業について、円滑に事業を遂行するため、業務委託を行う。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

20,000 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月10日（火） 17時【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月12日（木） 17時【必着】

(3) 上記(2)に対する回答

令和8年3月16日（月）までに、電子メールにて回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出期限

令和8年3月19日（木） 17時【必着】

② 提案書提出先

広島県商工労働局イノベーション推進チームに、電子メールにて送付すること。

なお、送信後、提出先に電話にて着信の確認を行うこと。

《・連絡先 メールアドレス syo-innovdig@pref.hiroshima.lg.jp、電話番号 082-513-3348

・件名を「【提案書】公共市場参入促進事業運営業務」とすること。》

(5) 提案書に関する審査

- ① 審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者3者について第2次審査をプレゼンテーションにて行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。第2次審査は第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が3者を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

第1次審査 (書面審査)	令和8年3月25日（水）	※提案者の対応は不要
第2次審査 (プレゼンテーション)	令和8年3月30日（月）	・時間は別途指定する。 ・オンラインにて実施する。

- ② プレゼンテーションは、提案書で実施すること。(追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。)
- ③ 提案書の再提出は、(4)提案書提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- ④ 提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式5】を提出すること。なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも、提出された書類は返却しない。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加者資格名簿に登録されている場合には、ウ～オの提出は求めない。

ア 申請書	【様式1】
イ 会社概要説明書	【様式2】
ウ 登記事項証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (発行日が申請日から3ヶ月以内のもの)
エ 広島県の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県県税事務所が発行している「広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないこと」を証した書面（領収証等ではなく「納税証明書」の交付を受けてください。） (発行日が申請日から3か月以内のもの) なお、納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書」に代えて、「徴収猶予通知書の写し」又は同じく広島県県税事務所が発行する「県税に関する証明書」を提出してください。 ・課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ・県外事業者で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は必要ありません。
オ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書面。「納税証明書その3、その3の3」のいずれか（発行日が申請日から3か月以内のもの） ・課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ・消費税の免税業者であっても納税証明書は発行されます。
カ 機密データの保有等に関する申出書	【様式3】

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

- ① 仕様書に対する質問がある場合は、「仕様書等に対する質問書」【様式4】を、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにて提出すること。なお、送信後、提出先に電話にて着信の確認を行うこと。

《・連絡先 メールアドレス syo-innovdig@pref.hiroshima.lg.jp、電話番号 082-513-3348
・件名を「【質問書】公共市場参入促進事業運営業務」とすること。》

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者が行った質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。

- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。

- ③ この説明を求める場合は、令和8年4月1日(水)12時までに、その旨を記載した書類を提出すること。

- ④ 上記に対する回答は、令和8年4月2日(木)までに、電子メールにより行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。

- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づく公開、又は最優秀提案者の提案書の公開に関しては、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用 適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- 会社概要説明書【様式2】
- 機密データの保存等に関する申出書【様式3】
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書【様式4】
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- 取下げ願い書【様式5】

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

地域産業デジタル化推進グループ

電話 082-513-3348

メールアドレス syo-innovdig@pref.hiroshima.lg.jp